

瀬戸市消防本部告示第 2 号

瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定催しの指定を行ったので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

瀬戸市消防長 近藤栄二

催し	第 9 5 回せともの祭
開催場所	窯神町、朝日町、栄町、陶本町 1 丁目、陶本町 2 丁目、山脇町、元町 1 丁目、深川町、末広町 1 丁目、末広町 2 丁目、南仲之切町、東本町 1 丁目、西藏所町、蔵所町及びこれらの周辺で開催する催しであるもの
開催規模	主催する者が出店を認める露店等の数が、1 0 0 店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであるもの
開催期間	令和 8 年 9 月 1 2 日から令和 8 年 9 月 1 3 日まで